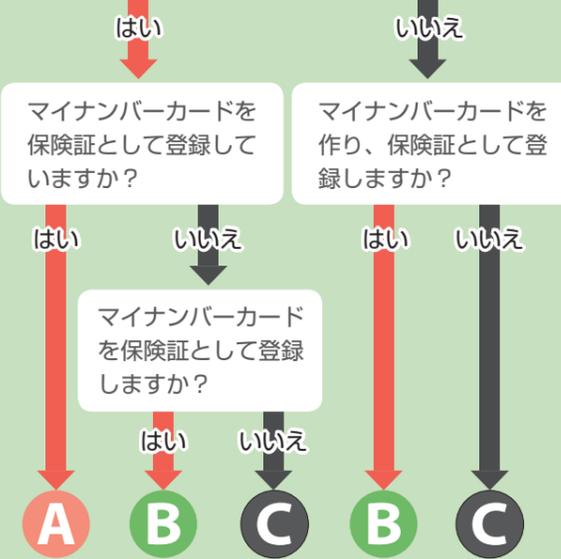




結局のところ
私はどうなるの？

マイナンバーカードを持っていますか？ (11月1日現在)



A

- ・マイナ保険証を利用してください。
- ・現在持っている紙の保険証は記載の有効期限まで利用することができます。

B

- ・マイナンバーカードを保険証として登録し、マイナ保険証を利用してください。
- ・現在持っている保険証は記載の有効期限まで利用できます。
- ※マイナンバーカードは市民課、須木・野尻住民生活課の窓口で申請できます

C

- ・現在持っている保険証は記載の有効期限(最長で令和7年7月31日)まで利用できます。
- ・現在持っている保険証の有効期限が切れた後は、従来の保険証に代わる「資格確認書」を交付します。現在の保険証と同様に医療機関などの窓口で提示することで、これまで通り受診できます。
- ※令和6年12月2日以降、保険証の有効期限前に保険証を紛失した場合や新たに国民健康保険に加入した場合、保険証の記載事項に変更が生じた場合などは、窓口での申請を受け、「資格確認書」を交付します
- ※後期高齢者医療制度の加入者には、令和7年7月31日までは、マイナ保険証の保有状況に関わらず、「資格確認書」を交付します (以降は未定)

ここが気になる！ マイナ保険証 Q & A

- Q** マイナ保険証を使うメリットは何ですか？
- A** ①過去の健診結果などを見られるようになるため、身体状況から推測し、質のよい医療を受けられる②事前に手続きをしなくても、医療費の自己負担額を限度額までに抑えられる③紙の保険証よりも医療費を節約できるなど、さまざまなメリットが挙げられます。
- Q** マイナンバーを見られたり、紛失した時が怖いです。不正利用の心配はないですか？
- A** マイナンバーカードには、医療情報などのプライバシー性の高い個人情報は入っていません。また、カード裏面の12桁の番号を知らただけでは悪用されません。
- Q** 後期高齢者医療制度を利用している親が高齢者施設に入居しています。施設ではマイナ保険証を預かれないと言われていますがどうすればいいの？
- A** 後期高齢者医療制度の加入者には、マイナ保険証の保有状況に関わらず、「資格確認書」を交付します。「資格確認書」であれば預かってもらえるか、施設にご相談ください。

マイナンバーカードを保険証にする方法

<p>・市の窓口で</p> <p>市民課、須木庁舎住民生活課、野尻庁舎住民生活課窓口で申請できます。</p> 	<p>・医療機関・薬局で</p> <p>登録ができる医療機関・薬局の一覧は厚労省ホームページで確認してください。</p> 
<p>・セブン銀行 ATM で</p> <p>マイナンバーカードと4桁の利用者証明用パスワードが必要です。</p> 	<p>・マイナポータルで</p> <p>マイナンバーカードと4桁の利用者証明用パスワード、マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンが必要です。</p> 

マイナ保険証の仕組みや制度などのお問い合わせ先

 厚生労働省
マイナンバー
総合フリーダイヤル
☎ 0120-95-0178

受付時間 平日/9時30分～20時
土曜・日曜・祝日/9時30分～17時30分

国民健康保険・ 後期高齢者医療制度 の加入者へのお知らせ

※令和6年10月22日時点の情報です

使っていますか？ **マイナ保険証**

令和6年12月2日から

現行の**健康保険証**が
発行されなくなります



●問いほけん課 TEL 23・0116

！ 社会保険に加入中の人はそれぞれの保険者に問い合わせください。

変わる保険証

国の制度改正で、現行の健康保険証の利用から、マイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行します。

令和6年12月2日以降、保険証の再交付や新規発行、記載事項の変更による交付ができなくなります。

現在の保険証は しばらく利用できます

令和6年12月1日までに発行済みの保険証は、廃止日以降も保険証に記載の有効期限まで利用可能です。有効期限までは廃棄せずにお持ちください。

※有効期限は最長で令和7年7月31日まで

◆マイナ保険証とは？
保険証として利用するための登録が完了しているマイナンバーカードのこと

◆保険証の注意事項
令和6年12月2日以降に転居・世帯変更などで負担割合や住民票の情報が変更となった場合は、その時点で利用できなくなります。

マイナ保険証の 利用をお願いします

マイナ保険証を持っている人は、ぜひマイナ保険証を利用してください。

後期高齢者医療制度 の加入者には

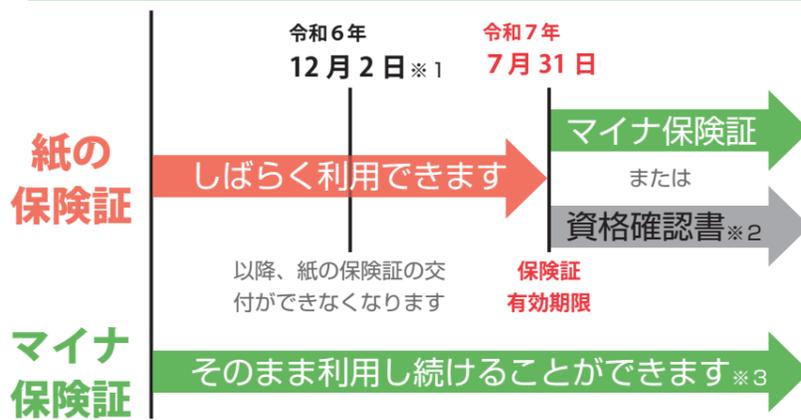
令和7年7月31日まではマイナ保険証の保有状況に関わらず、保険証に代わる「資格確認書」を交付します。

令和7年8月1日以降は未定のため、令和7年7月ごろにお知らせします。

健康保険証廃止のスケジュールイメージ

令和6年12月2日から、従来の保険証が交付できなくなります。

- ・マイナ保険証を持っている人は、マイナ保険証の利用をご検討ください。
- ・マイナ保険証を持っていない人には、紙の保険証の代わりとして利用できる「資格確認書」を交付します。



- ※1 マイナンバーカードを持っていない、持っているが保険証として登録していない人が現在の保険証をなくした場合は、「資格確認書」を交付します
- ※2 マイナンバーカードを持っていない、持っているが保険証として登録していない人には、保険証の有効期限前に「資格確認書」を交付します
- 後期高齢者医療制度の加入者には、令和7年7月31日まではマイナ保険証の保有状況に関わらず、「資格確認書」を交付します (以降は未定)
- ※3 電子証明書の更新などは必要です